

「年金受給権者 通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書
住民基本台帳による住所の更新 停止・解除申出書」の提出にあたって

はて記入したものを

ア

イ

ウ

エ

オ

・「受給権者氏名」欄には、年金受給者の氏名・フリガナをご記入ください。

通知書等送付先を成年後見人等の住所に変更される場合は「１」を、受給権者住民票住所に変更される場合は「０」を○で囲んでください。

・⑫の欄には、成年後見人等の電話番号をご記入ください。

年金の受取機関または口座名義を変更される場合、変更後の金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（カタカナ）をご記入ください。

■提出の際は、次の書類を添えてください。

→年金受給者の成年後見人等であることを証明する下記書類のうち、いずれか1つ
(いずれも、申出書の提出日から6か月以内に発行されたもの)

- ・法務局が証明する「登記事項証明書」（原本）
- ・後見開始の申立てを受け、家庭裁判所が発行する「審判書の謄本」（コピー可）と「審判確定証明書」（原本）
- ・市区町村長が証明する「戸籍全部事項証明書」（原本）※未成年後見人の場合に限る

→通知書等送付先や受給権者の現在の住民票住所が、上記の証明書類からは確認できない場合、住所が確認できる書類。

(例) 住所が印刷された名刺や封筒、住民票 (原本)

→年金の受取機関または口座名義を変更される場合は、預金通帳のコピー（ただし、「金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明」欄に証明を受けていただいた場合は、添付不要です。）

＜添付書類の取扱いについて＞

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)

■保佐人、補助人が年金受給者に代わり手続きを行うことができるのは、登記事項証明書または審判書の謄本の「代理行為名目」に年金に関する諸手続きについての記載がある場合に限りです。

○お問い合わせ先及び申出書の提出先
住所地为管轄する年金事務所へお願いします。